

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年2月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	介護保険課	228-7513	介護保険システム改修業務(介護保険法改正対応)	(株)日立製作所 関西支社	20,941,030	R6.2.9	<p>本業務は、既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、介護保険法改正等に対応する改修を行うことを目的とする。</p> <p>当該システム全体の機能を損なうことなく法改正対応のため機能追加されたパッケージを適用するという目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	健康推進課	222-9936	保健衛生情報システム改修業務(健康診査検査項目変更対応)	富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	2,171,950	R6.2.6	<p>本業務は、保健衛生情報システムの改修業務であり、本業務を適正に履行するためには、本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び改修に係る技術が必要不可欠であるため、本システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、環境設定の誤りやシステム内のデータ連携等に不具合が生じ、市民への通知ミス、窓口対応の停滞など、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。</p> <p>以上のことから、本業務については、本システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、本システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	